在カラチ日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ベトナム日本国大使の管理する投票を記載する場所（在ダナン領事事務所を除く。）	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在ベトナム日本国大使の管理する投票を記載する場所（在ダナン領事事務所に限る。）	投票期日前十一日	午前九時から午後七時までの間
在ホーチミン日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在マレーシア日本国大使の管理する投票を記載する場所（在コタキナバル領事事務所を除く。）	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
在マレーシア日本国大使の管理する投票を記載する場所（在コタキナバル領事事務所に限る。）	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在ペナン日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在ミャンマー日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
	投票期日前九日	午前九時から午後一時までの間
在モンゴル日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在ニュージーランド日本国大使の管理する投票を記載する場所（在クライストチャーチ領事事務所を除く。）	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在マーシャル日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日	午前九時から午後二時までの間
在ホノルル日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ベネズエラ日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から九日までの間	午前八時三十分から午後四時までの間
在ボリビア日本国大使の管理する投票を記載する場所（在サンタクルス領事事務所を除く。）	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
在アイスランド日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間

在アイルランド日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在オランダ日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在スペイン日本国大使の管理する投票を記載する場所（在ラスパルマス領事事務所を除く。）	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在スロベニア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在デンマーク日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在トルクメニスタン日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ノルウェー日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在フィンランド日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在ストラスブール日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在マルセイユ日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ベルギー日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
	投票期日前七日	午前九時から正午までの間
在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在ラトビア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在リトアニア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在ルーマニア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在ルクセンブルク日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間